

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	花巻市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hanamaki.iwate.jp/shisei/401/424/p005855.html

執行機関名 花巻市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	花巻市定住促進住宅条例(平成23年花巻市条例第28号)による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 6の項 花巻市定住促進住宅条例(平成23年花巻市条例第28号)による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第一条	花巻市定住促進住宅条例(平成23年花巻市条例第28号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、 <u>国民生活の安定と社会福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。	第1条 花巻市に居住し、又は居住しようとする者で住宅に困窮しているものに対して、本市が賃貸住宅を供給することにより定住の促進を図るため、花巻市定住促進住宅(以下「定住促進住宅」という。)を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		花巻市定住促進住宅条例(平成23年花巻市条例第28号) 花巻市定住促進住宅条例施行規則(平成23年花巻市規則第37号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	花巻市定住促進住宅条例(平成23年花巻市条例第28号)第6条 花巻市定住促進住宅条例施行規則(平成23年花巻市規則第37号)第3条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	入居許可の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	花巻市定住促進住宅条例(平成23年花巻市条例第28号)第5条 花巻市定住促進住宅条例施行規則(平成23年花巻市規則第37号)第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同居しようとする者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	花巻市定住促進住宅条例(平成23年花巻市条例第28号)第11条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	同居の承認の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	花巻市定住促進住宅条例(平成23年花巻市条例第28号)第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該同居させようとする者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	花巻市定住促進住宅条例(平成23年花巻市条例第28号)第14条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	住宅入居者の収入の申告に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	花巻市定住促進住宅条例(平成23年花巻市条例第28号)第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	住宅入居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--